

○村上市景観形成助成金交付要綱

平成26年 3 月31日

告示第148号

改正 平成29年 3 月29日告示第136号

令和元年 6 月10日告示第51号

(趣旨)

第1条 村上市景観条例（平成25年村上市条例第74号。以下「条例」という。）第27条の規定に基づき、予算の範囲内で交付する村上市景観形成助成金（以下「助成金」という。）については、村上市補助金等に関する基本指針、村上市補助金等交付基準及び村上市補助金等交付規則（平成20年村上市規則第50号）に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

(交付対象者)

第2条 助成金の交付対象者（以下「対象者」という。）は、次に掲げるものとする。

- (1) 条例第6条第1項の規定により策定された村上市景観計画（以下「景観計画」という。）に定められた重点地区内の自治会
- (2) 条例第26条の規定により認定された団体
- (3) 景観計画に定められた重点地区内の土地等の所有者又は権利等を有する者

2 前項の規定にかかわらず、第8条による交付申請時に市税等を滞納している者は、対象者としなない。

(交付対象行為)

第3条 助成金の交付対象となる行為（以下「交付対象行為」という。）は、次に掲げるものとする。

- (1) 景観の形成団体等の育成及び普及啓発に関する活動
- (2) 建築物の外観の変更
- (3) 門の設置
- (4) 生け垣の設置
- (5) 茅葺き屋根の葺き替え及び補修

2 前項第1号に規定する行為は、前条第1項第1号及び第2号の対象者が行うものに限る。

3 第1項第2号に規定する行為は、修繕、模様替え及び建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第13号に定める建築とする。

4 第1項第2号から第5号までの行為は、景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）第16条第1項第4号及び条例第9条の規定による届出対象行為に該当するもののうち景観計画に定めた重点地区内における行為とする。ただし、第1項第3号及び第4号の行為は、景観計画に定めた重点地区内の旧武家町地区における行為に限る。

(交付対象行為の基準)

第4条 交付対象行為の基準は、別表第1のとおりとする。

(助成額)

第5条 対象者が前条の基準に適合した交付対象行為を行った場合は、別表第2に定める

基準適用条件の区分により助成金を交付するものとする。この場合において、当該区分により算出された額に1,000円未満の端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。

- 2 前項の区分により算出された助成金額が50,000円未満の場合は、交付しない。
- 3 交付対象行為に国、県等からこの要綱に基づくもの以外の補助金等が充当されている場合は、その金額を交付対象事業費から控除するものとする。

(交付限度)

第6条 第3条第1項第2号及び第3号の行為に係る助成金の交付回数は、同一対象物件につき1回とする。ただし、助成金交付後10年経過した場合は、この限りでない。

- 2 第3条第1項第4号及び第5号の行為に係る助成金の交付回数は、市長が認める範囲とする。

(適合審査)

第7条 第3条第1項各号の行為に係る助成金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）のうち同項第2号から第5号までに係る申請を行う者は、法第16条第1項第4号及び条例第9条の規定による届出をするときに、村上市景観形成助成金適合確認書（様式第1号）を提出し、審査を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による確認書を受けたときは、速やかに審査の上、適合の可否を決定し、その結果を村上市景観形成助成金適合（不適合）通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。
- 3 前2項の規定は、法第16条第2項の規定により変更の届出をした場合についても、同様とする。

(交付申請)

第8条 申請者は、村上市景観形成助成金交付申請書（様式第3号）に次に掲げる書類を添えて、交付対象行為が完了する年度内に市長に申請しなければならない。

- (1) 承諾書（様式第4号）
- (2) 事業活動計画並びに実施箇所を示す位置図、平面図、立面図及び現況写真
- (3) 収支予算書（様式第5号）
- (4) 事業活動内訳経費及び工事費等見積書（内訳明細書を含む。）の写し
- (5) 景観形成推進活動団体認定通知書及び助成金適合通知書の写し
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

- 2 前項の補助金の交付申請をするに当たっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付決定)

第9条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、速やかにその内容を審査の上、交付の可否を決定し、その結果を村上市景観形成助成金交付（不交付）決定通知書（様式第6号）により申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により交付の決定をする場合において、必要と認めるときは、条件を付すことができる。
- 3 市長は、前条第2項の規定による補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除

税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めるときは、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額するものとする。

- 4 市長は、前条第2項ただし書の規定による交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

(申請内容の変更等)

第10条 前条第1項の規定により交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）が、交付申請の際に記載した内容又は添付書類を変更しようとするときは、村上市景観形成助成金変更交付申請書（様式第7号）を速やかに市長へ提出しなければならない。この場合において、交付決定者は、次に掲げる書類を変更内容に応じて添付しなければならない。

- (1) 変更後の事業活動計画並びに実施箇所を示す位置図、平面図、立面図及び現況写真
- (2) 変更後の収支予算書（様式第8号）
- (3) 変更後の事業活動内訳経費及び工事費等見積書（内訳明細書を含む。）の写し
- (4) 変更後の助成金適合通知書の写し
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

- 2 市長は、前項の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、村上市景観形成助成金変更交付（不交付）決定通知書（様式第9号）により交付決定者に通知するものとする。

- 3 交付決定者が交付対象行為を中止し、又は廃止する場合は、村上市景観形成助成金中止（廃止）承認申請書（様式第10号）を市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第11条 交付決定者は、交付対象行為の完了の日から15日を経過する日又は交付決定を受けた年度の3月31日のいずれか早い日までに、村上市景観形成助成金実績報告書（様式第11号）に次の書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 事業活動が分かる資料、写真等又は工事施工写真
- (2) 収支精算書（様式第12号）
- (3) 事業活動経費及び工事費等領収書の写し
- (4) 村上市景観形成助成金請求書（様式第13号）
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

- 2 実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(助成金の額の確定)

第12条 市長は、前条の規定により実績報告を受けた場合において、当該実績報告に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、活動及び工事の成果が第9条の規定による交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認められるときは、交付すべき助成金の額を確定し、村上市景観形成助成金額確定通知書（様式第14号）により当該交付決定者に通知するものとする。

(助成金の決定の取消し)

第13条 市長は、交付決定者が虚偽の申請その他不正行為により交付決定を受けたと認められるときは、当該交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、市長は、村上市景観形成助成金交付決定取消通知書（様式第15号）により当該交付決定者に通知するものとする。

（助成金の返還）

第14条 市長は、前条の規定により交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し既に助成金を交付しているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

2 補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、消費税額及び地方消費税額の確定に伴う報告書（様式第16号）により速やかに市長に報告しなければならない。

3 市長は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全額又は一部の返還を命ずる。

（要綱の見直し）

第15条 市長は、3年を超えない期間ごとに、この要綱の規定について検討を加え、その結果に基づいて見直し等の必要な措置を講ずるものとする。

（その他）

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

（村上市歴史的景観保全助成金交付要綱の廃止）

2 村上市歴史的景観保全助成金交付要綱（平成22年村上市告示第136号）は、廃止する。（経過措置）

3 この要綱の施行の日前にこの要綱による廃止前の村上市歴史的景観保全助成金交付要綱の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成29年3月29日告示第136号）

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和元年6月10日告示第51号）

この告示は、公布の日から施行する。

別表第1（第4条関係）

交付対象行為	交付対象行為の基準
1 景観の形成 団体等の育 成及び普及 啓発に關す る活動	景観の形成に関する学習会、講演会、研修会等又は景観づくりに係る 行事等の事業活動

2 建築物の外観の変更	(1) 構造	(ア) 構造及び構法	①木造軸組構法（在来構法又は伝統構法） ②木造構法
	(2) 配置	(ア) 建築物の配置位置	①前庭を設置し、建築物の周囲に空地を設ける。 ②外壁は後退させず、壁面線をまち並みにそろえる。
		(イ) 玄関の位置	①玄関は、平側に設置する。（寄せ棟造りの場合は、妻側でも可。）
	(3) 高さ	(ア) 階数及び絶対高さ	①2階建て以下かつ10メートル以下 ②2階建ての場合の道路に面する部分は、2階部分を後退し、下屋を設置する。 ③下屋を設置する場合には、外壁の幅を母屋の外壁の3分の2以上とし、かつ、奥行き1メートル以上とする。
	(4) 屋根の形式	(ア) 屋根の形式（通りに対する向き）	①主たる屋根形式は、伝統的な屋根形態を基本とし、各地区の基準に合致するものとする。 ・旧武家町地区：寄せ棟造り・切り妻造り・入り母屋造りの平入り（1階及び2階の屋根を2枚の屋根で覆わない。） ・旧町人町・寺町、瀬波地区：切り妻造りの平入り ・岩船、海老江、小俣地区：切り妻造りの妻入り又は平入り ・塩谷、猿沢地区：切り妻造りの妻入り ②①に該当しない場合は、伝統的な屋根形態で歴史的まち並みの連続性に配慮したものとする。 ③下屋及び玄関の屋根は、陸屋根以外とする。
		(イ) 屋根の区別	①2階建ての場合は、下屋や庇等を設け、階ごとに屋根を区別する。
	(5) 屋根の素材色彩	(ア) 屋根の素材	①主たる屋根は、和瓦（セメント瓦は可。）を使用する。 ②下屋及び玄関の屋根は、和瓦（セメント瓦は可。）や金属板等を使用する。
		(イ) 屋根	①和瓦（セメント瓦を含む。）はいぶし銀又

	の色彩	は黒系の推奨色を使用し、金属板は茶系又は暗褐色系の推奨色を使用する。
(6) 外壁の素材・色彩	(ア) 外壁の素材	①下見は板張りとし、小壁は塗り壁の真壁造りか大壁造りで付け柱とする。 ②下見の板張りは、板の幅15センチメートル以上の横板張り又は縦板張りとする。 ③小壁は、白壁（漆喰、モルタル又はプaster）とする。 ④板張りや塗り壁とし、塗り壁の場合は、真壁造り（大壁造りの付け柱でも可。）を使用する。 ⑤④に準じる仕上げが施されたものを使用する。（サイディングボードでも可。）
	(イ) 外壁の色彩	①板張りは、茶・黒系の推奨色又は生地色を使用し、小壁は、白色系を使用する。 ②板張りは、茶・黒系の推奨色又は生地色を使用し、小壁は、白色・ベージュ系を使用する。 ③①②以外を使用する場合は、茶・黒系の推奨色を使用する。
(7) 細部意匠	(ア) 建具の素材、色彩	①建具は、木製建具若しくは茶系及び黒系の金属製建具を使用し、又は木製の格子等を設置する。
	(イ) 開口部の形式	①玄関や窓等の開口部は、引き戸又は引き違い戸とし、ドア式は使用しない。 ②母屋と一体となった車庫や倉庫等の出入口には、木製引き戸か、茶系及び黒系の金属製等のまち並みに配慮した扉を使用する。 ③建具には、スタンドガラス及び着色したガラスは使用しない。
(8) 建築設備	(ア) 設置	①通りに面する部分には、設置しないか、設置する場合には、茶系・黒系の木製の囲いにより修景する。 また、機能上囲いができない屋上に設置する太陽電池発電設備については、色彩が屋根の色彩と調和されたものとする。

3 門の設置	①腕木門で、材質は、木造とし、色彩は、生地色又は同系色とする。 ②屋根仕上げは、瓦葺き、銅板葺き、木羽葺き又は板葺きとする。
4 生け垣の設置	①樹種は、常緑樹で、地表から植えるもの又は植栽部の高さを60センチメートル以下として植えるものとする。 (推奨樹種：スギ、サワラ、ヒバ及びツゲ) ②樹高は、120センチメートル以上とする。 ③植え込み間隔は、1メートルにつき2本以上とする。ただし、樹種によっては、この限りではない。 ④土留め等の構造物（既設構造物を含む。）は、敷地地盤面からの高さを60センチメートル以下とする。
5 茅葺き屋根の葺き替え及び補修	①全面又は一面を葺き替え及び補修したものとする。

注

- ① 建築物の外観の変更については、公衆用道路（私道を含む。）に面する部分のみとしても良い。
- ② 都市計画施設（都市計画道路）事業未着手の区域内については、配置の基準は満たしているものとする。
- ③ 茅葺き屋根の場合については、屋根の素材の基準は満たしているものとする。
- ④ 門の設置又は生け垣の設置については、公衆用道路（私道を含む。）に面する部分のみとする。
- ⑤ 生け垣の推奨樹種以外のものについては、あらかじめ協議すること。

別表第2（第5条関係）

交付対象行為	基準適用条件		助成金額
1 景観の形成団体等の育成及び普及啓発に関する活動	景観の形成に関する学習会、講演会、研修会等又は景観づくりに係る行事等の事業活動経費のうち次に掲げる経費 ①報償費（講師等の謝礼） ②旅費（講師等及び先進地視察等） ③消耗品、原材料費、燃料費及び印刷製本費 ④通信運搬費、手数料及び保険料 ⑤使用料及び賃借料		活動経費の3分の1以内とし、限度額を100,000円とする。
2 建築物の外観の変更	対象地区：旧武家町地区	別表第1の2(1)(ア)①、(2)(ア)①、(2)(イ)①、(3)(ア)①から③まで、(4)(ア)①及び③、(4)(イ)①、(5)(ア)①及び②、(5)(イ)①、(6)(ア)①から③まで、(6)	建築工事における外観の部分に係る経費の4分の1以内とし、限度額を800,000円とする。

	(イ) ①、(7) (ア) ①、(7) (イ) ①から③まで並びに(8) (ア) ①の基準のいずれも満たした場合。ただし、既存部分も上記基準を満たすこと。	
対象地区：旧武家町地区以外の地区	別表第1の2(1) (ア) ②、(2) (ア) ②、(3) (ア) ①、(4) (ア) ①及び③、(4) (イ) ①、(5) (ア) ①及び②、(5) (イ) ①、(6) (ア) ④、(6) (イ) ②、(7) (ア) ①、(7) (イ) ①から③まで並びに(8) (ア) ①の基準のいずれも満たした場合。ただし、既存部分も上記基準を満たすこと。	建築工事における外観の部分に係る経費の4分の1以内とし、限度額を500,000円とする。ただし、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条で定めた準防火地域及び建築基準法第22条に指定されている区域については、限度額を600,000円とする。
対象地区：全地区	別表第1の2(1) (ア) ②、(3) (ア) ①、(4) (ア) ①及び③、(4) (イ) ①、(5) (ア) ①及び②、(5) (イ) ①、(6) (ア) ④、(6) (イ) ②、(7) (ア) ①、(7) (イ) ①から③まで並びに(8) (ア) ①の基準のいずれも満たした場合。ただし、既存部分も上記基準を満たすこと。	建築工事における外観の部分に係る経費の4分の1以内とし、限度額を300,000円とする。ただし、都市計画法第8条で定めた準防火地域及び建築基準法第22条に指定されている区域については、限度額400,000円とする。
	別表第1の2(1) (ア) ②、(3) (ア) ①、(4) (ア) ②及び③、(4) (イ) ①、(5) (ア) ①及び②、(5) (イ) ①、(6) (ア) ⑤、(6) (イ) ③、(7) (ア) ①、(7) (イ) ①から③まで並びに(8) (ア) ①の基準のいずれも満たした場合。ただし、既存部分も上記基準を満たすこと。	建築工事における外観の部分に係る経費の4分の1以内とし、限度額を100,000円とする。

3 門の設置	対象地区：旧武家町地区	別表第1の3の基準を全て満たした場合	設置に係る経費の4分の1以内とし、限度額を100,000円とする。
4 生け垣の設置	対象地区：旧武家町地区	別表第1の4の基準を全て満たした場合	生け垣の設置に係る経費の3分の1以内とし、限度額を100,000円とする。 なお、既存生け垣及びブロック塀等の撤去費用も経費に含める。
5 茅葺き屋根の葺き替え及び補修	対象地区：全地区	別表第1の5の基準を満たした場合	屋根の葺き替え及び補修に係る経費の3分の1以内とし、限度額を200,000円とする。

注

- ① 建築工事における外観の部分に係る経費とは、公衆用道路（私道を含む。）に面している部分及び屋根面とする。
- ② 建築設備については、建築工事とみなさないものとする。

助成金適合確認書

村上市景観形成助成金交付要綱第7条の規定により、助成金適合確認書を提出します。

申請者住所：_____

申請者名：_____ ㊞

申請地：村上市_____

申請対象行為の概算事業費：_____ 円

対象 行為	対象基準			設計内容	適合 状況	審査
	(1)構造	(7)構造 及び構 法				
建築物 の外観 の変更	(1)構造	(7)構造 及び構 法	①木造軸組構法（在来構法又は伝統構法）	(構造・構法)		
			②木造構法	(構造・構法)		
	(2)配置	(7)建築 物の配 置位置	①前庭を設置し、建築物の周囲に空地を設ける。	(有無)		
			②外壁は後退させず、壁面線をまち並みにそろえる。	(有無)		
		(4)玄関 の位置	①玄関は平側に設置する。 （寄せ棟造りの場合は、妻側でも可。）	(位置)		
	(3)高さ	(7)階数 及び絶 対高さ	①2階建て以下かつ10m以下	(階数・高さ)		
			②2階建ての場合の道路に面する部分は、2階部分を後退し、下屋を設置する。	(2階後退有無・下屋有無) (下屋有無)		

		③下屋を設置する場合には、外壁の幅を母屋の外壁の2/3以上とし、かつ、奥行き1m以上とする。	(幅・奥行き)		
(4)屋根の形式	(7)屋根の形式 (通りに対する向き)	①主たる屋根形式は、伝統的な屋根形態を基本とし、各地区の基準に合致するものとする。 ・旧武家町地区：寄せ棟造り・切り妻造り・入り母屋造りの平入り（1階及び2階の屋根を2枚の屋根で覆わない。） ・旧町人町・寺町、瀬波地区：切り妻造りの平入り 岩船、海老江、小俣地区：切り妻造りの妻入り又は平入り ・塩谷、猿沢地区：切り妻造りの妻入り	(形式)		
		②①に該当しない場合は、伝統的な屋根形態で歴史的まち並みの連続性に配慮したものとする。	(形式)		
		③下屋及び玄関の屋根は陸屋根以外とする。	(形式)		
	(イ)屋根の区別	①2階建ての場合は、下屋や庇等を設け、階ごとに屋根を区別する。	(有無)		
(5)屋根の素材 色彩	(7)屋根の素材	①主たる屋根は、和瓦（セメント瓦は可。）を使用する。	(素材・仕様)		
		②下屋及び玄関の屋根は、和瓦（セメント瓦は可。）や金属板等を使用する。	(素材・仕様)		
	(イ)屋根の色彩	①和瓦（セメント瓦含む。）はいぶし銀又は黒系の推奨色を使用し、金属板は茶系、	(色彩)		

		暗褐色系の推奨色を使用する。				
(6)外壁の素材・色彩	(ア)外壁の素材	①下見は板張りとし、小壁は塗り壁の真壁造りか大壁造りで付け柱とする。	(仕様・造り)			
		②下見の板張りは、板の幅15cm以上の横板張り又は縦板張りとする。	(素材・仕様)			
		③小壁は白壁(漆喰、モルタル又はプラスター)とする。	(仕様)			
		④板張りや塗り壁とし、塗り壁の場合は真壁造り(大壁造りの付け柱でも可。)を使用する。	(仕様)			
		⑤④に準じる仕上げが施されたものを使用する。(サイディングボードでも可。)	(仕様)			
	(イ)外壁の色彩	①板張りは、茶・黒系の推奨色又は生地色を使用し、小壁は、白色系を使用する。	(色彩)			
		②板張りは、茶・黒系の推奨色又は生地色を使用し、小壁は、白色・ベージュ系を使用する。	(色彩)			
		③①②以外を使用する場合は、茶・黒系の推奨色を使用する。	(色彩)			
	(7)細部意匠	(ア)建具の素材、色彩	①建具は、木製建具若しくは茶系及び黒系の金属製建具を使用し、又は木製の格子等を設置する。	(仕様・色彩)		
		(イ)開口部の形式	①玄関や窓等の開口部は、引き戸又は引き違い戸とし、ドア式は使用しない。	(仕様)		

		<p>②母屋と一体となった車庫や倉庫等の出入口には、木製引き戸か、茶系及び黒系の金属製等のまち並みに配慮した扉を使用する。</p> <p>③建具には、ステンドガラス及び着色したガラスは使用しない。</p>	(仕様・色彩)		
		③建具には、ステンドガラス及び着色したガラスは使用しない。	(仕様)		
(8)建築設備	(7)設置	<p>①通りに面する部分には、設置しないか、設置する場合には茶系・黒系の木製の囲いにより修景する。</p> <p>また、機能上囲いが出来ない屋上に設置する太陽電池発電設備については、色彩が屋根の色彩と調和されたものとする。</p>	(位置・仕様・色彩)		
門の設置	①腕木門で材質は木造とし、色彩は生地色又は同系色とする。	(構造・色彩)			
	②屋根仕上げは、瓦葺き、銅板葺き、木羽葺き又は板葺きとする。	(仕様)			
生け垣の設置	①樹種は、常緑樹で、地表から植えるもの又は植栽部の高さを60cm以下として植えるものとする。 (推奨樹種：スギ・サワラ・ヒバ及びツゲ)	(位置・樹種)			
	②樹高は120cm以上とする。	(高さ)			
	③植え込み間隔は1mにつき2本以上とする。ただし、樹種によっては、この限りではない。	(本数・間隔)			
	④土留め等の構造物（既設構造物を含む。）は、敷地地盤面からの高さを60cm以下とする。	(位置・高さ)			
茅葺き屋根の葺き替え及び補修	①全面又は一面を葺き替え及び補修	(行為の種類・位置)			

注

① 助成金額（予定）を算出するため、対象行為の申請時点での概算予定事業費を記入すること。

また、国、県等この要綱に基づくもの以外の補助金が充当予定の場合は、その金額を概算予定事業費から控除すること。

・建築物の外観の変更：建築工事における外観の部分に係る経費。

（建築工事における外観部分とは、公衆用道路（私道を含む。）に面している部分及び屋根面とする。）

（建築設備については、建築工事とみなさない。）

・門の設置：建築工事に係る経費。

・生け垣の設置：新設及び補植に係る経費。既存生け垣及び既存ブロック撤去は経費に含める。

・茅葺き屋根の葺き替え及び補修に係る経費。

② 太枠部分は申請者が記入すること。

③ 設計内容欄は、新設する部分だけではなく、既存部分も審査対象となる場合があるので、新設及び既存部分を問わず記入すること。

また、具体的に「寸法」、「材質」等を記入すること。製品カタログ等添付しても良い。

④ 色彩表示については、マンセル値（JIS規格）を記入すること。ただし、生地色等表記できない場合はこの限りではない。

⑤ 適合状況欄は、適合の場合は「○」、不適合の場合は「×」を記入すること。

⑥ 項目に該当しない場合は、空欄か「—」を記入すること。

⑦ 村上市景観形成助成金交付要綱を確認のうえ記入すること。

⑧ 村上市景観形成助成金を受けようとする場合は、必ず「景観計画区域内における行為の届出書」提出の際に一緒に添付すること。

様式第2号（第7条関係）

第 号
年 月 日

助成金適合（不適合）通知書

様

村上市長

このことについて、村上市景観形成助成金交付要綱第7条により下記のとおり通知します。

記

要綱第3条 交付対象行為	
要綱第4条 交付基準	適合・不適合
	理由（不適合の場合）
要綱第5条 助成金額（予定）	金 _____ 円
	※現時点での助成金額の予定であり、村上市景観形成助成金交付申請の審査により変わることがあります。

様式第3号(第8条関係)

村上市景観形成助成金交付申請書

年 月 日

(あて先)村上市長

申請者 住所
氏名又は名称 ⑩
代表者氏名

年度において、標記助成金を受けたいので、村上市景観形成助成金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり助成金の交付を申請します。

記

- 1 施行場所 村上市
- 2 活動計画及び行為の内容
- 3 交付申請額 金 円 (交付対象事業費 金 円)
- 4 着手予定年月日 年 月 日
- 5 完了予定年月日 年 月 日
- 6 その他参考事項

※添付書類

- (1) 承諾書(様式第4号)
- (2) 事業活動計画並びに実施個所を示す位置図、平面図、立面図及び現況写真
- (3) 収支予算書(様式第5号)
- (4) 事業活動内訳経費及び工事費等見積書(内訳明細書を含む。)の写し
- (5) 景観形成推進活動団体認定通知書及び助成金適合通知書の写し
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

様式第4号（第8条関係）

承 諾 書

（あて先）村上市長

申請者 住所

氏名又は名称

代表者氏名

㊟

私は、村上市景観形成助成金の交付申請にあたり、村上市景観形成助成金交付要綱第2条の市税等の未納状況について、市が調査することを承諾します。

様式第5号（第8条関係）

収支予算書

(1) 収入の部

単位：円

項目	金額	備考
計		

(2) 支出の部

単位：円

項目	金額	備考
計		

様式第 6 号(第 9 条関係)

第 号
年 月 日

様

村上市長

村上市景観形成助成金交付決定通知書

年 月 日付け 第 号で申請のあった「村上市景観形成助成金交付申請書」について、次のとおり交付することに決定したので、村上市景観形成助成金交付要綱第 9 条の規定により通知します。

1 交付決定額 金 _____ 円 (交付対象事業費 金 _____ 円)

2 交付の条件

様式第6号(第9条関係)

第 号
年 月 日

様

村上市長

村上市景観形成助成金不交付決定通知書

年 月 日付け 第 号で申請のあった「村上市景観形成助成金交付申請書」について、次の理由により不交付と決定したので、村上市景観形成助成金交付要綱第9条の規定により通知します。

1 不交付の理由

様式第7号(第10条関係)

村上市景観形成助成金変更交付申請書

年 月 日

(あて先)村上市長

申請者 住所
氏名又は名称 ㊟
代表者氏名

年度において、標記助成金を受けたいので、村上市景観形成助成金変更交付要綱第10条の規定により、関係書類を添えて標記助成金の交付を申請します。

記

- 1 施行場所 村上市
- 2 変更となる活動計画及び行為の内容
- 3 変更交付申請額 金 _____ 円 (変更交付対象事業費 金 _____ 円)
- 4 着手予定年月日 年 月 日
- 5 完了予定年月日 年 月 日
- 6 その他参考事項

※添付書類

- (1) 変更後の事業活動計画並びに実施個所を示す位置図、平面図、立面図及び現況写真
- (2) 変更収支予算書 (様式第8号)
- (3) 変更後の事業活動内訳経費及び工事費等見積書 (内訳明細書を含む。) の写し
- (4) 変更後の助成金適合通知書の写し
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

様式第8号（第10条関係）

変更収支予算書

(1) 収入の部

単位：円

項目	金額	備考
計		

(2) 支出の部

単位：円

項目	金額	備考
計		

上段に変更部分に係る当初金額を()書きで記載すること。

様式第9号(第10条関係)

第 号
年 月 日

様

村上市長

村上市景観形成助成金変更交付決定通知書

年 月 日付け 第 号で申請のあった「村上市景観形成助成金変更交付申請書」について、次のとおり交付することに決定したので、村上市景観形成助成金交付要綱第10条の規定により通知します。

1 交付決定額 金 _____ 円 (交付対象事業費 金 _____ 円)

2 交付の条件

様式第9号(第10条関係)

第 号
年 月 日

様

村上市長

村上市景観形成助成金変更不交付決定通知書

年 月 日付け 第 号で申請のあった「村上市景観形成助成金変更交付申請書」について、次の理由により不交付と決定したので、村上市景観形成助成金交付要綱第10条の規定により通知します。

1 不交付の理由

様式第 10 号(第 10 条関係)

村上市景観形成助成金中止(廃止)承認申請書

年 月 日

(あて先)村上市長

申請者 住所

氏名又は名称

㊟

代表者氏名

年 月 日付け 第 号で助成金交付決定を受けた事業について、次のとおり中止(廃止)したいので承認を受けたく、村上市景観形成助成金交付要綱第10条の規定により申請します。

1 中止(廃止)の理由

様式第 11 号(第 11 条関係)

村上市景観形成助成金実績報告書

年 月 日

(あて先)村上市長

補助事業者名 住所

氏名又は名称

⑧

代表者氏名

年 月 日付け 第 号で村上市景観形成助成金(変更)交付の決定を受けた事業が完了したので、村上市景観形成助成金交付要綱第11条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 施行場所 村上市

2 活動実施及び行為の内容

3 交付決定額 金 _____ 円

4 着工年月日 年 月 日

5 完了年月日 年 月 日

6 その他参考事項

※添付書類

- (1) 活動がわかる資料、写真等及び工事施工写真
- (2) 収支精算書(様式第12号)
- (2) 事業活動経費及び工事費等領収書の写し
- (3) 請求書(様式第13号)
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める図書

様式第 12 号 (第 11 条関係)

収支精算書

(1) 収入の部

単位：円

項目	金額	備考
計		

(2) 支出の部

単位：円

項目	金額	備考
計		

様式第 13 号(第 11 条関係)

村上市景観形成助成金請求書

年 月 日

(あて先)村上市長

補助事業者名 住所
氏名又は名称
代表者氏名

㊞

村上市景観形成助成金交付要綱第11条の規定により、次のとおり請求します。

1 助成金請求額 金 _____ 円

2 振込先

(1) 金融機関名

(2) 支店(出張所)名

(3) 預金種類 普通 当座

(4) 本人口座名義(カタカナ)

(5) 口座番号

様式第 14 号(第 12 条関係)

第 号
年 月 日

様

村上市長

村上市景観形成助成金交付額確定通知書

年 月 日付け 第 号で報告のあった助成金について、村上市景観形成助成金交付要綱第12条の規定により、次のとおりその額を確定したので通知します。

1 交付確定額 金 _____ 円

様式第 15 号(第 13 条関係)

第 号
年 月 日

様

村上市長

村上市景観形成助成金交付決定取消通知書

年 月 日付け 第 号で申請のあった村上市景観形成助成金について、次の理由により交付決定を取り消したので、村上市景観形成助成金交付要綱第13条の規定により通知します。

- 1 取消年月日
- 2 理 由
- 3 付 記

様式第16号(第14条関係)

第 号
年 月 日

(あて先) 村上市長

補助事業者名 住所
氏名又は名称
代表者氏名 ㊟

年度消費税額及び地方消費税額の確定に伴う報告書

年 月 日付け 第 号で補助金等の交付額確定を受けた事業について、
村上市景観形成助成金交付要綱第14条第2項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- | | |
|---|---|
| 1 補助事業名 村上市景観形成助成金 | |
| 2 補助金額 (市長が補助金額の確定通知書により通知した額) | 円 |
| 3 消費税額及び地方消費税の確定に伴う補助金に係る
消費税及び地方消費税額に係る仕入控除税額 | 円 |
| 4 補助金返還相当額 | 円 |

- (注) 1 別紙として積算の内訳を添付すること
2 課税事業者の場合であっても、単純に補助金の消費税割合相当額が消費税及び地方消費税に係る仕入控除による減額等の対象額ではない。

様式第1号 (第7条関係)
様式第2号 (第7条関係)
様式第3号 (第8条関係)
様式第4号 (第8条関係)
様式第5号 (第8条関係)
様式第6号 (第9条関係)
様式第7号 (第10条関係)
様式第8号 (第10条関係)
様式第9号 (第10条関係)
様式第10号 (第10条関係)
様式第11号 (第11条関係)
様式第12号 (第11条関係)
様式第13号 (第11条関係)
様式第14号 (第12条関係)
様式第15号 (第13条関係)
様式第16号 (第14条関係)